

*** みえボラがおこなう【ハンドマッサージ】は、
治療ではなくリラクゼーション(気分転換・癒し)**

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(通称：あはき法)の第1条には、「医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない」と明記されています。また同法第12条では、「何人も、第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない。」とされています(柔道整復師も一部許可)。

簡単に言うと、治療目的で他の人に対してマッサージをして良いのは、医師とあん摩師、マッサージ師、指圧師だけだと規定されており、それ以外の無資格の人が他の人に対して治療を目的としてマッサージをすることは、禁止されています。

言い換えれば、治療目的でなく健康を害する恐れがなければ、マッサージは誰でも行えます。

手と手が触れ合うことは「癒し」の効果があります。肌をさすったり、優しくもんだりすることで気分転換になれば…というのがみえボラのハンドマッサージの目的です。

2時間程度の講習を受けただけで人に治療をすることはできません。皆さんに覚えていただくのは、ハンドマッサージを受けていただく人を傷つけないための注意事項であり、難しいことではありません。

補足：

厳密にいうと、「マッサージ」という言葉は、上記の国家資格を有する者以外は使ってはならない、と言われることもあります。しかし「マッサージ」という言葉は広く一般的に周知されており、他に言いかえる言葉もなかなかないため、治療ではない旨の但し書きを付けたうえで便宜上使用することが多いです。

